

第34回（平成22年度第1回）
内航海運活性化プロジェクトチーム議事録

日 時：平成22年4月7日（水）12：00～14：30

場 所：東京・海運ビル 3階会議室（306室）

出席者：会 長 小比加恒久

担当副会長 雑喉平三郎

委員長 蔵本由紀夫

委 員 井下光一 宗田銀也 塚本博行 東谷正樹 村松正樹

【順不同敬称略】

- 議 題：1. フィーダー輸送コンテナ船の取り扱いについて
2. 暫定措置事業建造船（孫船）の取り扱いについて

事務局による出欠状況の報告に続き、資料の説明が為された。

委員長は、先の総連合会政策小委員会の報告を行い、国の成長戦略における国際競争力強化に関連した国際コンテナ戦略港湾会議を受けて、国交省より大型フィーダー専用コンテナ船の取り扱いに関する暫定措置事業規程の見直し要望を行うこととなった経緯や、暫定措置事業建造船舶の代替建造（孫船）の取り扱いを早期に議論し結論を得なければならない理由（具体的孫船に関する相談があること、大型フィーダーコンテナ船の暫定措置事業規程の修正と同時に、孫船の問題も規程の修正を行った上で、関係省庁との交渉に入りたいこと、また、減額制度の議論については先の「暫定措置事業における平成25年以降のあり方」等で機関承認されており、細部に亘るテクニカルな部分のみ決める話しであり、時間を要する必要がない）を説明した。

1. 大型フィーダー専用コンテナ船の取り扱いについて

(1) 大型船の定義

既に、モーダルシフト船の定義により、6,000トと4,000トが規定されており、また、沖縄特例にて4,500トの基準がある。悪戯に裏付けの無い数値を設定するより4,000トの基準に従うことが適当である。

(2) 建造納付金単価

同様の考え方により、30,000円とする

(3) 外航船の転用については、現行通り建造納付金単価とし、使用年数による按分は認めない。

(4) フィーダー専用コンテナ船の条件

- ① セルガイド ② 積荷は二次輸送に係る外航コンテナに限定 ③ 航路は、起点

- 又は終点の何れかが指定港湾（スーパー中枢港湾）であることと
(5) フィーダー以外のコンテナを合積みは認めない。

2. 暫定措置事業認定船舶の代替建造（孫船）の取り扱いについて

(1) 権利性の否定

- ① 解撤船の所有期間は2年以上設定
- ② 留保制度不適用（小型化の場合）

(2) 内航船の近代化・合理化基準の策定

- ① 解撤等船舶の船齢は、10年以上とする
- ② 5%以上のCO₂排出削減効果を義務付ける

(3) 船種交流の制限

異なる船舶への移行も可とするが、旧規程船による免除制度との整合性、公平性が崩れないことを基本とする

(4) 納付金単価

基本的に現行の免除制度との整合性により公平であることを原則とする

(5) 貨物船の船種整理

平成28年以降、旧規程船並びに暫定措置事業認定船舶が同様に扱えるようになれば考えられる。

孫船の問題では、免除制度と減額制度を併設する上で、平成27年度まで公平性が崩れるようであれば、減額制度は平成27年度まで新設しない。ただし、留保期間の延長により平成28年度以降の減額制度を活用できるよう配慮することが必要である。

以上、まとめた意見を基に、4月21日総連合会政策小委員会に臨む。

なお、その進捗状況を反映し、5月11日の全海運緊急理事会までには当活性化プロジェクトチームの意見をまとめる必要があり、4月22日又は26日の何れかの日程で再度議論することを決め、14時30分閉会した。

以 上